

[事案 23-222] 保険料確認請求

・平成 24 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

一部特約を解約および減額手続した際、説明義務違反があったとして、転換期間満了後もそれ以前と同額の保険料での保障継続を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 2 月に、5 年ごと利差配当付定期付積立型介護保険に加入（転換）した（加入時 59 歳）。その後、平成 19 年 4 月に、介護保障定期保険特約を解約、災害割増特約を減額手続した際、募集人から、70 歳になったら高額保障（定期保険特約・70 歳満了）が切れることは聞いたが、平成 24 年 1 月の転換期間（10 年）満了時（69 歳時）に保険料が上がることは聞いてない。また、保険証券においても、保険料について「終身 1000 円」と記載されており、保険料が上がることは記載されていないのだから、転換期間満了後も生涯 1000 円の保険料で保障継続してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書には、本来の保険料（転換価格が充当されない場合の保険料）が記載されており、転換充当額が控除された結果、差引保険料合計額となること、「転換充当額（転換期間は 10 年）」ということが明確に記載されている。
- (2) 毎年送付している現在状況の通知では、「保険料 1000 円」のすぐ下に、「転換契約充当期間平成 24 年 1 月 31 日まで」と記載されている。
- (3) 生命保険証券には、「転換期間 69 歳まで 10 年間（2012 年 1 月 31 日まで）」、「転換充当額 13120 円」と記載されている。
- (4) ご契約のしおり（定款・約款）には、「転換後契約の保険料は、転換時に定める期間に限り、転換価格および転換期間に応じて会社の定める金額とします。」と記載されている。
- (5) 平成 19 年 4 月の特約解約等手続の際には、申立人の依頼により、申立人の配偶者を通じて、申立人に対し、転換期間は 10 年であり、転換期間満了後は保険料が上がる（正確には本来の保険料に戻る）ことを説明した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は必ずしも明らかではないものの、法的意味は、「保険会社との間で、保険料を終身 1000 円とする合意があった。」というものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 本契約は転換後契約であるが、転換後契約の保険料について約款には、「転換後契約の保険料は、転換時に定める期間（転換後契約について保険料が充当される期間）に限り、

転換価格および転換期間に応じて会社の定める金額とします。」と定められている。

- (2)平成 14 年 2 月の転換時において、本契約への転換期間は「10 年」と定められていることから、上記約款に従えば保険料に充当される転換期間が、平成 14 年 2 月 1 日から 10 年経過後の平成 24 年 1 月 31 日までという契約が成立していることになり、平成 24 年 2 月 1 日以降は、転換後契約の保険料に充当される契約とはなっていない。
- (3)他方、本契約の保険証券には、月払保険料欄に「1000 円」、払込期間欄に「終身」と記載されているが、この意味するところは、現在の契約に基づく保険料が 1000 円であること、保険料払込期間が終身であることをそれぞれ意味しているのであり、両者を合わせて保険料が終身 1000 円であるとの記載とはいえない。
- (4)まして、保険証券の裏面には、転換価格、転換期間及び転換充当額の記載があり、転換価格の充当により、結果的に保険料が月額 1000 円になっており、その期間が 2012 年 1 月 31 日までであることは明らかであるから、それ以後は保険料が変更することは保険証券上からも明らかであり、当事者間において、保険料を終身 1000 円とする合意があったと認定することはできない。
- (5)また、生命保険契約申込書、転換申込書にも同様の記載があることから、特約解約等契約変更時、転換期間終了後に保険料が変更になることを保険会社が口頭で説明しなかったとしても、説明義務違反とはならず、まして契約内容に影響を及ぼすものではない。